⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である（入札説明書参照。）。

⒀　地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用に対する積算方法　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である（入札説明書参照。）。

⒁　地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法　本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について、支出実績を踏まえ設計変更により対応する試行工事である（入札説明書参照。）。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,200点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が1,150点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,150点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　企業は、平成13年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了したアの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、代表者がアの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有することとし、他の構成員は、イの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、北海道開発局営繕部総合評価審査委員会における審査の結果、アの基準を満たす工事として妥当と判断された場合は、参加を認める。

ア　同種工事１

・　新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事

㋐　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）

㋒　建物規模　延べ面積6,000㎡以上

㋓　階数　５階以上

イ　同種工事２

・　新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事

㋐　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）

㋒　建物規模　延べ面積1,500㎡以上

㋓　階数　３階以上

※　上記ア又はイについては、民間工事を含むものとする。

⑹　本工事に係る施工計画が適切であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本工事に配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合においては、監督職員との協議により、監理技術者又は主任技術者を変更できるものとする。配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がされない場合は入札を無効とすることがある。

ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置するものとし、その他の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。

イ　平成13年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した次の基準を満たす同種工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が次の基準を満たす同種工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有することとし、他の配置技術者の工事経験は問わない（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事

・　新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事

㋐　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）

㋒　建物規模　延べ面積3,000㎡以上

㋓　階数　３階以上

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。また、当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（資本関係若しくは人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。